

相続税報酬規程

以下(1)と(2)の合計額とする

(1)税務代理報酬

基本報酬額 100,000 円に、次の基準による報酬額を加算する

相続税(基本報酬額 100,000 円に次の金額を加算する)	
遺産の総額	報酬額
5,000 万円未満	200,000 万円
7,000 万円未満	350,000 万円
1 億円未満	600,000 万円
3 億円未満	850,000 万円

- ・「遺産の総額」に係る報酬額については、共同相続人(受遺者を含む。)1 人増すごとに 10 %相当額を加算する
- ・財産の評価等の事務が著しく複雑なときは、基本報酬額を除き、100 %相当額を限度として加算することができる

(2)税務書類作成報酬

- ・税務代理報酬額の 50 %相当額

贈与税報酬規程

以下(1)と(2)の合計額とする

(1)税務代理報酬

贈与税	
取得財産の価格	報酬額
100万円未満	35,000円
300万円未満	60,000円
500万円未満	100,000円
1,000万円未満	120,000円

・財産の評価等の事務が著しく複雑なときは、100%相当額を限度として加算することができる

(2) 税務書類作成報酬

・税務代理報酬額の50%相当額

相続に関する無料相談サービス

相続発生後の申告に関するご相談は初回無料(60分程度まで)にて対応させていただきます。

相続税申告の報酬料金

相続税の税務代理報酬及び税務書類の作成報酬(遺産総額 5,000 万円未満の場合の報酬規程)

① 基本料金	100,000 円
② 遺産総額料金	遺産相続×0.5% ※小規模宅地等の減額・生命保険等の非課税・債務控除の適用前の遺産相続
③ 加算料金	A. 非上場株式(1社) 100,000 円 B. 評価対象土地が2単位以上の場合(1単位ごと) 50,000 円 C. 申告期限までの日数が少ない場合 ・2か月以内(上記①+②)×20% ・1か月以内(上記①+②)×30%
④ 上記料金に含まれないもの	・現地調査にかかる交通費 ・相続登記関係費用及び測量士による測量費用並びに不動産勘定費用 ・延納、物納申請、納税猶予申請 ・税務調査立会い日当 ・修正申告、更正の請求がある場合の申告書等作成報酬 ・亡くなった年及び前年の所得税の確定申告書作成報酬 ・遺産整理手続報酬、遺言執行報酬

注意点

- ・遺産相続は 5,000 万円未満に限ります。(5,000 万円以上の場合、最任報酬 500,000 円)
- ・不動産の評価は、自宅のみとし 2 単位目からは、上記③B の加算料金が発生します。
- ・相続税申告書の控えは 1 セットとなります。(2 セット目からは、20,000 円/セット)
- ・税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付制度を適用する場合には、別途見積り

報酬具体例

ご自宅と預貯金 1,500 万円及び生命保険 500 万円の場合

ご自宅	土地：2,500 万円 建物：500 万円
預貯金	1,500 万円
生命保険金	500 万円
合計	5,000 万円

① 基本料金	10 万円
② 遺産総額料金	5,000 万円×0.5%=25 万円
③ ①+②	35 万円
④ ③+消費税(10%)	385,000 円

相続対策(シュミレーション作成を含む)

10 万円(税抜き)～

生前贈与	<input type="checkbox"/> 現金贈与 <input type="checkbox"/> 住宅取得等資金の贈与 <input type="checkbox"/> 配偶者への居住用不動産の贈与 <input type="checkbox"/> 教育資金贈与 <input type="checkbox"/> 相続時精算課税贈与
生命保険の有効活用	<input type="checkbox"/> 現状の生命保険契約の見直し <input type="checkbox"/> 非課税枠の活用
不動産の有効活用	<input type="checkbox"/> 現状の収益不動産の見直し <input type="checkbox"/> 最適有効活用の提案

